

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則（平成13年6月生駒市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「42,000円」を「43,000円」に、「64,000円」を「65,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行し、改正後の生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の規定は、同年4月1日から適用する。

○お問い合わせ先 教育総務課学務係（内線625）